明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（別記事業の資産及び負債の分類）

第二百六十四条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合において、その資産及び負債を第二百三十三条及び第二百四十七条の規定による分類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則に定める分類に準じて記載することができる。

（指定法人の純資産の記載）

第二百六十五条　指定法人が、中間連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第二百六十六条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二百三十五条第一項、第二百三十七条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十二条第一項、第二百五十条第一項及び第二百五十一条第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第三章　中間連結損益計算書

第一節　総則

（中間連結損益計算書の記載方法）

第二百六十七条　中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結損益計算書は、様式第二十二号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第二百六十八条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高
二　売上原価
三　販売費及び一般管理費
四　営業外収益
五　営業外費用
六　特別利益
七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第二百六十九条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。